

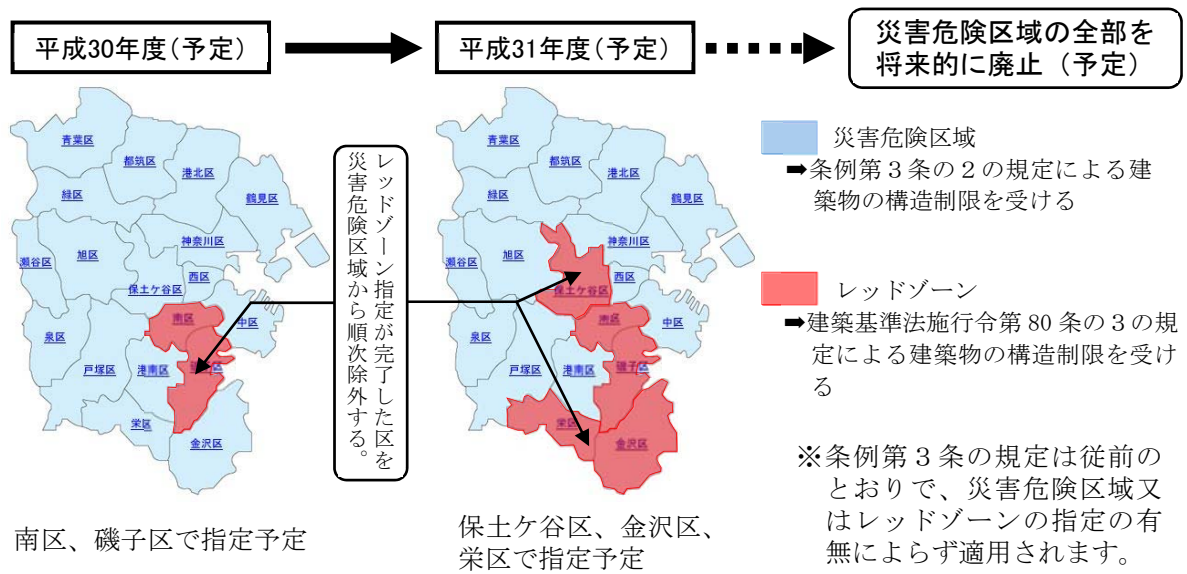
# 横浜市建築基準条例の一部改正（平成30年3月5日公布）

## 1 概要

### (1) 災害危険区域の見直し等

土砂災害特別警戒区域（以下「レッドゾーン」といいます。）の指定が完了した区を、告示により建築基準条例（以下「条例」といいます。）による災害危険区域から除外するよう改正しました。

また、土砂災害防止法の規定による対策工事等がなされた崖を、条例第3条の規定による制限の対象から除外するよう改正しました。



### (2) その他所要の改正

都市緑地法等の一部改正に伴い、建築基準法別表第2(と)項の次に新たに「田園住居地域」が追加され、(ち)項以降に項ずれが生じたため、項ずれに伴う改正等を行いました。

## 2 施行日

平成30年4月1日から施行します。ただし、横浜市建築基準条例第4条の4の改正規定については、公布の日から施行します。

## 3 お問い合わせ

建築局建築指導部	045-	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku">http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku</a>
建築企画課建築企画担当	671-2933	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shidou/kenki/kenki/jourei/ki junjourei/">/shidou/kenki/kenki/jourei/ki junjourei/</a>